

オンラインによる方法での委員会出席に関する申し合わせ事項

(令和6年11月28日議会運営委員会確認)

この申し合わせ事項は、議会の委員会におけるオンラインによる方法での出席（以下「オンライン出席」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対象とする委員会

本申し合わせ事項の対象となる委員会は次のとおりとする。

- (1) 議会運営委員会
- (2) 常任委員会
- (3) 特別委員会

2 オンライン出席の届出

オンライン出席を希望する委員（以下「オンライン委員」という。）は、原則として、委員会開催日の2日前（市の休日に当たるときは、その前日）までに、委員長に届け出なければならない。

3 使用するWEB会議システム

- (1) WEB会議システム「Zoom」を使用し、オンライン出席をする。
- (2) オンライン出席に必要な通信機器や通信環境は、オンライン委員が準備する。

4 正副委員長のオンライン出席の取扱い

正副委員長は、円滑な議事運営の観点から、原則、オンライン出席はできない。

5 オンライン出席委員の責務

オンライン委員は、通信環境を良好に保ち、映像及び音声の送受信により委員会への参加に支障がないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- (2) 委員会開催中は、常時、オンライン委員が画面に映るようにすること。
- (3) オンライン委員以外の人が画面に映らないようにすること。
- (4) オンライン委員以外の人の音声が入らないようにすること。
- (5) 委員会に関係しない映像（ポスターなど）が映らないようにすること。
- (6) オンライン出席に必要な情報（Z o o mのU R Lなど）を他の人に漏らさないこと。
- (7) 通信機器に表示された委員会に関する画面を他の人が閲覧できないようにすること。
- (8) 通信機器に表示された委員会に関する画面の録画や、委員会の音声の録音を行わないこと。

6 オンライン委員の取扱い

- (1) オンライン委員については、当該委員の映像及び音声を確認できる場合に限り、委員会に出席したものとみなす。
- (2) 委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信によって相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが困難となった場合、オンライン委員は途中退席したものとみなす。
- (3) 前項の規定により、途中退席したものとみなされたオンライン委員が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信によって相手の状態を相互に確認しながら通話をすることが可能となった場合は、復席したものとみなす。
- (4) 第2項の規定により、オンライン委員が途中退席したとみなされたことで、委員会の定足数を満たさなくなった場合は、委員長は委員会を休憩し、途中退席したとみなされたオンライン委員に対し、通信環境の復旧を促すものとする。
- (5) 委員長は、オンライン委員の質疑等の発言の際、通信環境の悪化等により質疑等が始められないとき、または続行できない状態となったときは、他の委員

に質疑等を行わせることとし、その後、オンライン委員の通信環境が改善されたときは、オンライン委員に改めて質疑等を行わせるなど、適宜対処する。

7 オンライン委員の離席

オンライン委員が離席するときは、WEB会議システム「Zoom」のチャット機能を使用し、委員長に離席することを報告する。

8 オンライン委員の除斥

オンライン委員が尾張旭市議会委員会条例第30条に規定する除斥事由に該当する場合は、委員長は回線の遮断により、映像及び音声の送受信を停止する措置を講ずることで、除斥を行うものとする。

9 表決等の方法

- (1) 委員長は、表決に付する問題の宣告の後、オンライン委員に対し、挙手にてその可否を確認し、その後、委員会開会場所にいる委員の可否を挙手により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定する。
- (2) 委員長は、簡易表決を行う場合、オンライン委員及び委員会開会場所にいる委員に同時に使う。
- (3) 表決の宣告の際、映像及び音声を確認できないオンライン委員は、表決に加わることはできない。
- (4) オンライン委員がいる場合は、投票による表決はできない。
- (5) オンライン委員がいる場合の選挙は、指名推選の方法のみ行うことができる。